

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第6号

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例（昭和31年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、公務」を「公務」に改め、同条第2項中「、支度料」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。